

メック株式会社

新型コロナウイルス感染症拡大予防についての行動規範

新型コロナウイルス感染症拡大を予防するために、メックにおける行動規範を以下の通り定めます。日常生活圏でも感染リスクは高まっていると考えて、より慎重な行動をとってください。

■目的

社内外で感染しないよう、また感染拡大させないように予防意識を高め、感染予防処置に努める

■感染予防処置（社内における就業時の行動規範）

- 1) 毎朝、出勤前に検温を実施すること。
- 2) うがい、手洗いの実施。（トイレ後、食事前、出勤時など）
- 3) 全員、常時マスクを着用する
- 4) 食堂での食事に関して以下を順守する
 - ① 食堂での食事は、事前に申し出て会社の承諾を得た人に限る
 - ② イスが設置された場所を利用する
 - ③ 食事の最中（マスクを外している時）の会話を慎む
 - ④ 食事が終わり、お互いにマスクを着床したうえでの会話はOKとする
 - ⑤ 使用後は各自、備え付けの除菌シートでテーブルを拭き上げる
 - ⑥ 食べかす等の食材を床やテーブルに落とした場合は、確実に回収する
- 5) 歓送迎会や親睦会などの会食を禁ずる。
- 6) 食堂以外での食事の際は黙食を徹底すること（マスクをはずしている時の会話を慎む）
- 7) 食後に歯磨きをする際、マスクを外している時の会話を慎む
- 8) 社内喫煙所において、マスクを外している時の会話を慎む（2m以上離れている場合はこの限りではない）

■感染予防処置（私生活において心がけるべきこと）

- 1) 家庭内、外出時、どちらにおいてもこまめな「手洗い」「うがい」を徹底する。
- 2) 手で顔や口元を触らない（接触感染を避けるため）
- 3) 栄養と睡眠を十分にとり、免疫力を低下させない。
- 4) 咳やくしゃみが出る場合は、マスク着用、又は咳エチケットを徹底する。
- 5) 家族以外との会食を厳に慎む。
- 6) 以下の飛沫感染の懸念がある場所（バー、ナイトクラブ、カラオケ、ライブハウスなど）への出入りを禁ずる。
- 7) 6)以外の遊戯施設や商業施設の利用は必要最小限とし、他者と接触しないよう十分に配慮する。
- 8) 緊急事態宣言が発令された都府県及び感染拡大地域への帰省や旅行は可能な限り自粛する。

■出張対応について

- 1) 原則として不要不急の県外出張は禁止とし、出張が必要な場合は部長以上の許可をとる。
- 2) 出張時は公共交通機関の利用を避け、社有車または自家用車による移動とする。
- 3) 昼食等で立ち入った場所は、後日確認することがあるため、記憶または記録しておく。
- 4) 顧客や取引先との会食を禁ずる（出張先以外の場合でも含む）

■来客について

- 1) 来客のお客様と着席して打合せなどを行う際は、マスクを着用する。
- 2) 感染拡大地域からの来客は必要最小限となるように各担当にて調整する。

■体調異常時の行動

- 1) 強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合は出社禁止とし、直ちに上長へ報告し、病院を受診する。
- 2) 1) の結果、PCR 検査を受診することになった場合は直ちに会社に報告すること。
- 3) 2) の結果を会社へ報告し、結果が陰性であっても体調異常がある限り出社禁止とする。

■発症時の社内対応

- 1) 社内で感染者が発生した場合は、森部長にて TKL 殿へ一報をいれる。
- 2) 生産ラインの対応については保健福祉事務局の指示、濃厚接触者の状況に応じて判断する。

■感染が疑われる場合の行動

- 1) 自身が PCR 検査対象となった場合は、出勤せずに速やかに会社（上長又は森部長）に報告する。
- 2) 「同居者もしくは密接な関係者が濃厚接触者になった、PCR 検査を受けることになった、PCR 検査を受けた」上記の状況を“知りえた時点”で会社（上長または森部長）に報告すること。
また、出社前であれば会社から指示が出るまで出社を控えること。※任意で PCR 検査を受けた場合は除く。
- 3) 以下の接触があった場合、出社せずに会社へ報告し、会社の出社可否判断に従うこと（⇒は接触）

①濃厚接触のパターン

- A [陽性者] ⇒ [本人（自身が PCR 検査対象となる可能性あり）]
- B [陽性者] ⇒ [PCR 検査対象者] ⇒ [本人]
- C [陽性者] ⇒ [PCR 検査対象となる可能性がある者] ⇒ [本人または同居家族]

②出社可否の判断は以下を原則とするが、状況を鑑みて個別に判断を行う。

- A・・・保健所からの指示に従う（指示が出るまでは出社停止）
- B・・・PCR 検査対象者の検査結果が出るまでは出社停止、検査結果で陰性が確認でき次第、出社可とする
- C・・・出社可、但し該当する同居家族の体調不良が確認された場合は出社停止とする

注) PCR 検査対象者とは医療機関や保健所、学校や園など公の機関から検査指示を受けた者とし
自主的、または周囲の勧めで PCR 検査を受けるものは対象者とししない。

③出社停止時の給与補填

会社から独自に出社停止を指示した場合に限り、指示した日数×6割の給与を補填する

これらの措置は **2022年9月30日**までとし、状況により期間の延長および内容の見直しを行う。

< 特記 >

- ・仮に社内から感染者が出た場合、当事者への誹謗中傷や噂話を広げるなど、個人を貶める言動は厳に慎む。
なお、誰もが当事者になる可能性があることを自覚し、本規範の遵守はじめ感染予防に努めること。
- ・法令の定める休業補償対象者「新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者」が休暇を取得する場合は特別給与を付与する。
※詳細は厚生労働省の HP にて各自確認のこと